

○ 政策目標6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。有償資金協力や国際協力銀行による支援については、開発途上国の経済発展を支援しつつ、我が国のパッケージ型インフラの海外展開を推進していく観点からも、重点的に取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-2-2：有償資金協力、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 平成23年度の事務運営の報告

施 策 6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用

[平成23年度実施計画]

我が国は、ミレニアム開発目標やODAに関する様々な国際公約の達成に向けて積極的に取り組んでいます。平成22年9月に開催されたミレニアム開発目標国連首脳会合では、教育及び保健の分野において平成23年からの5年間で合計85億ドルの支援を行う「菅コミットメント」を発表したところです。一方、我が国の厳しい財政状況や、国民のODAに対する見方を踏まえると、これまで以上に、戦略的な援助の実施を図ると共に、開発効果の向上に努めて行くことが課題となっており、行政刷新会議や行政事業レビューにおいても、ODAについて一層の効率化を図ることが求められました。

また、新成長戦略を踏まえ、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応え、日本企業の海外でのビジネス展開を支援するため、円借款や国際協力銀行を活用していくとの基本方針が、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の場において示されました。

こうした点を踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、国別援助計画の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行の機能強化等を進め、ODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

① 有償資金協力、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的・戦略的実施

ミレニアム開発目標の達成等に向け、ODAによる積極的な貢献が求められる一方、

現下の我が国の厳しい財政状況等を踏まえ、二国間ODAの一層の効率的・戦略的実施が求められています。こうした観点から、「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」等を通じて関係省庁間の密接な連携を図る等、二国間ODAの更なる効率的・戦略的実施に取り組んできました。

② 国際開発金融機関と我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:MDBs）との協調が重要です。こうした観点から、特定の国や地域等をテーマとして、国際開発金融機関と我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。

＜平成23年度に実施された世界銀行、ADBとの主な政策対話の実績＞

イ 世界銀行南アジア局との政策対話（平成23年10月）

参加者：世界銀行、アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行の南アジア地域戦略、世界銀行と日本との協力等

ロ 世界銀行アフリカ局との政策対話（平成24年2月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行のアフリカ地域戦略、世界銀行と日本との協力（TICA-D）等

ハ アジア開発銀行とのハイレベル政策対話（平成24年2月）

参加者：アジア開発銀行、アジア開発銀行研究所、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：アジア開発銀行のアジア・太平洋地域開発への貢献、アジア開発銀行と日本との協力等

③ NGOや民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、NGOの果たす役割も重要です。財務省は、NGOと定期的な協議会の場を設けており、平成23年度は4回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、開発に寄与する経済活動を行う民間セクターの関与を促していくことが重要です。

④ 施策6-2-2：有償資金協力、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

[平成23年度実施計画]

財務省は、有償資金協力や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、新成長戦略等にも盛り込まれている当該施策を重点施策として設定しており、具体的には以下に取り組んでいきます。

① 有償資金協力

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラを整備するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFの知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分

析するなど、債務問題に目を配るとともに、世銀を中心とする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いるなど、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けた策定される国別援助計画、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成23年度においては、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、第4回アフリカ開発会議（TICAD－IV）等の成果も踏まえ、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

また、国際協力機構（JICA）の海外投融資について、「新成長戦略実現2011」を踏まえ、財務省としても、具体的な案件の実施を通じて、①新実施体制の検証・改善、②案件選択ルールの策定を行う「パイロットアプローチ」の実施に取り組んでいきます。

② 国際協力銀行業務

国際協力銀行（JBIC）業務については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めています。

地球環境の保全については、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正し、途上国政府等が実施する温暖化対策プロジェクトに対して、JBICが支援を行えるようにしたところであり、現在具体的な支援を実施しています。

新成長戦略に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBICに期待される新たな役割に対応するため、機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、現在所要の法案を国会に提出しているところです。これにより、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われる事が期待されます。

この他、JBICは、平成21年に、国際金融市场の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として設立したサムライ債発行支援ファシリティについて、平成22年4月には同ファシリティを発展・強化させ、海外発行体の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化をはかる新規サムライ債発行支援ファシリティを設立しました。これまで、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコ、パナマといった途上国政府が同ファシリティを活用してサムライ債を発行しました。引き続き、途上国政府等のサムライ債発行支援を推進し、我が国のサムライ債市場の活性化等に貢献します。

③ 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。また、貧困削減や成長といった中核的役割を引き続き担うことに加え、経済・金融危機のような緊急課題や、気候変動、食糧安全保障などグローバルな課題への対応が求められる中、MDBsの重要性はますます高まっています。

財務省はこのようなMDBsの長所や重要性を十分認識し、経済・金融危機対応において、G20諸国との協調により、MDBsの融資等の拡大を通じて途上国や世界の貧困層が蒙る危機の影響を軽減させ、世界銀行グループ所属機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）を始めとするMDBsの改革や増資に合意するなど、その活動に積極的に関与・貢献しております。MDBsの増資に必要な国内措置として、世界銀行グループについては各機関の加盟措置法の改正案を国会に提出するとともに所要の予算措置を講じているほか、他の機関についても予算措置により対応しています。

今後も、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、引き続き、我が国開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

[事務運営の報告]

① 有償資金協力、国際協力銀行業務等

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利の固定金利により、開発に要

する資金を提供する円借款については、無償資金協力・技術協力と共に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。また、国際協力銀行（JIBC）業務については、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めているところです。

イ 円借款業務

平成23年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で8,478億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨も踏まえ、我が国の優れた技術を活用した形で、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう意を用いました。また、気候変動対策に資する円借款の供与にも取り組みました。

(a) アジア地域

平成23年度は、円借款供与総額の約8割がアジア地域に対するものでした。主な供与国は、インド、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びバングラデシュでした。円借款支援として、以下のような支援協力を用いました。また、ミャンマーについては、同国の民主化等の進展を見守りつつ、我が国や国際機関等に対する延滞債務問題の解決に向け、全体的な道筋を付けていく努力を行いました。

(i) ベトナム支援

平成23年10月31日、日越両首脳は、「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップの下での取組に関する日越共同声明」に署名し、我が国は、日本の優れた技術と知見を活用し、ベトナムの経済発展を支える旨及び総額約926億円の円借款の供与を決定しました。平成23年度全体では総額約2,700億円の円借款供与を決定しました。

(ii) パキスタン支援におけるポリオ対策支援

パキスタンにおけるポリオの早期撲滅に寄与するため、我が国は、ゲイツ財団と連携した初めての円借款として、約50億円をパキスタンに供与しました。この円借款は、ポリオ撲滅に向けて予め合意された目標が達成される場合には、ゲイツ財団がパキスタン政府に代わって我が国に対する返済を行うものです。

(b) 中東・北アフリカ地域支援

「アラブの春」と呼ばれる同地域の改革・民主化への努力を支援するため、平成23年9月の国連総会において、野田総理より、総額10億ドルの円借款供与を表明し、平成23年度中にこれを達成しました。

(c) 国際開発金融機関との協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等の国際開発金融機関との協調融資を行っており、民間セクター開発等の分野へ支援を行っています。

(i) E P S Aイニシアティブ

アフリカにおいて、民間主導の経済成長を実現することを目的として、我が国は、平成17年6月、G8財務大臣会合において、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブとして、E P S A(エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa)を発表しました。

この枠組みの下において、我が国は、アフリカ開発銀行との協調融資等を実行しており、平成23年度はカーボヴェルデに対する円借款（約62億円）を供与したほか、アフリカの民間セクター開発のため、アフリカ開発銀行に円借款（約84億円）を供与しました。また、協調融資案件におけるJ I C A調達規則の適用拡大等の見直しを行いました。

(ii) I D B協調融資スキーム（C O R E）

我が国は、中南米における気候変動対策の促進のため、平成24年3月のI D B総会において、米州開発銀行（I D B）との間で省エネルギー・再生可能エネルギー分野について協調融資を行う枠組C O R E（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）に署名をしました。今後、この枠組みに基づく具体的な案件の組成を図っていきます。

○参考指標 6-2-1：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
金額	9,448	8,443	9,797	4,716	10,622
件数	79	52	62	34	68

(出所) 国際局開発政策課（参事官室）調

(注) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

円借款実施状況（地域別）の推移

(金額単位：億円、シェア：%)

	平成19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	金額	シェア								
アジア	6,547	69.3	6,632	78.5	6,606	67.4	3,110	65.9	8,478	79.8
(ASEAN)	(3,080)	(32.6)	(3,045)	(36.1)	(3,407)	(34.8)	(2,052)	(43.5)	(4,398)	(41.4)
大洋州	46	0.5	-	-	83	0.8	-	-	-	-
中央アジア・コーカサス	-	-	433	5.1	177	1.8	338	7.1	181	1.7
欧州	369	3.9	111	1.3	545	5.6	-	-	283	2.7

中近東	1,606	17.0	364	4.3	878	9.0	421	-	943	8.9
アフリカ	687	7.3	681	8.1	1,208	12.3	508	8.9	161	1.5
中南米	194	2.1	221	2.6	299	3.1	339	7.1	576	5.4
合 計	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0

(出所) 国際局開発政策課調

(注1) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

(注2) アフリカには、北アフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ）及びアフリカ開発銀行向けを含む。

□ JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資について、「新成長戦略実現2011」を踏まえ、具体的な案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等の手続きを進めました。

ハ JBIC業務

JBICは、一般の民間金融機関が行う資金の貸付等を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進及び国際金融秩序の混乱への対処のための業務を行っています。

平成23年度の出融資および保証の承諾額合計は1兆5,959億円で、対前年度比で1,700億円（9.6%）減少しています。このうち、出融資承諾額は1兆3,673億円で、対前年度比で2,396億円（21.2%）増加しています。また、保証承諾額は2,286億円で、前年度比で4,096億円（64.2%）減少しています。地域別出融資承諾額では中南米向けが最も多く全体の26.2%を占めています。

なお、平成23年8月には、外為特会のドル資金をJBICを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設しました。本ファシリティは、日本企業による海外企業の買収や資源・エネルギーの確保等を促進し、長期的な国富の増大等を図るものであり、本ファシリティによる平成23年度のJBIC融資の実績は11件、約3,500億円となっています。

また、トルコ、ウルグアイの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行えるようJBICが支援を行い、平成23年度のサムライ債保証の承諾額は1,300億円となりました。

ニ JBICの機能強化

近年、海外では膨大なインフラ需要が発生し、個々の案件も大型化してきています。こうした中、諸外国はインフラ案件の受注を成長機会と捉え、先進国のみならず、中国、韓国といった新興国を含めて、国際競争は激しさを増しています。また、インフラ案件の大規模化・長期化に伴い金融リスクが大きくなる一方で、リーマン・ショック後の金融危機の影響も受け、海外ビジネスを行うために民間だけで必要な外貨の資金調達を行うことが難しくなっています。このような海外ビジネス環境を背景として、我が国経済

界等から、インフラ分野などにおける我が国企業の海外展開に対する政策金融面での支援機能に期待する声が強く出されたことを踏まえ、今後の経済成長の大きな柱である我が国企業による海外展開を積極的に支援すべく、JBICに期待される新たな役割に対応するための機能強化及び日本政策金融公庫からの分離を定めた「株式会社国際協力銀行法」が、平成23年4月に成立し、5月に公布・施行されました。

○参考指標 6-2-2：JBICによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況 (承諾ベース、単位：億円、件数)

	平成19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	104	11,578	183	20,853	194	26,441	104	11,079	130	13,658
輸出金融	24	378	24	277	46	979	35	1,512	40	2,079
輸入金融	5	2,557	2	155	1	82	1	1,695	3	1,726
投資金融	67	7,325	149	18,166	134	21,937	60	7,103	84	9,620
事業開発等金融等	8	1,317	8	2,255	13	3,443	8	768	3	232
保 証	30	5,343	30	5,230	22	7,080	26	6,382	15	2,286
出 資	-	-	5	857	5	130	3	198	1	15
合 計	134	16,921	218	26,940	221	33,651	133	17,659	146	15,959

(出所) 国際協力銀行調

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
アジア	4,495	3,412	5,365	1,041	2,561
(東南アジア)	(3,099)	(2,693)	(4,320)	(538)	(2,174)
大洋州	11	2,561	1,754	84	1,705
中央アジア	247	-	1,009	-	-
ヨーロッパ	78	6,016	4,804	625	2,167
中 東	5,538	2,101	1,027	2,102	1,400
アフリカ	859	965	258	664	33
北 米	50	2,158	2,884	746	495
中南米	300	2,695	2,628	1,846	3,578
国際機関等	-	-	92	149	94
その他の	-	1,802	6,751	4,020	1,639
合 計	11,578	21,709	26,572	11,277	13,673

(出所) 国際協力銀行調

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
アジア	2,183	849	2,107	1,175	138
(東南アジア)	(1,527)	(758)	(2,081)	(912)	(49)
大洋州	-	-	-	-	-
中央アジア	65	-	29	-	-

ヨーロッパ	203	47	380	－	－
中 東	314	－	－	1,958	900
アフリカ	412	170	－	－	－
北 米	1,097	2,156	2,076	739	641
中南米	1,069	2,008	2,488	2,416	577
国際機関等	－	－	－	94	29
その他	－	－	－	－	－
合 計	5,343	5,230	7,080	6,382	2,286

(出所) 国際協力銀行調

② 国際開発金融機関を通じた支援

イ 国際開発金融機関の業務運営への参画

我が国は、開発援助分野における豊富な経験、専門的知見、人材といった国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）の長所を十分に認識し、主要株主として、その融資等の業務や組織運営等について、年次総会や理事会等の場で積極的に意見を述べるとともに、我が国のODA政策や開発の理念をMDBsの施策に適切に反映するよう努めています。

特に、平成23年度においては、アジアの低所得国向けの支援を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第10次増資交渉の成功に向け、積極的に議論に参加しました。また中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論にも積極的に貢献しました。平成23年5月のドーヴィルサミット（フランス・ドーヴィル）では、「アラブの春」を主要課題として議論が行われ、EBRDマンデートの地理的範囲を適切に拡大することについて合意し、国際社会とEBRDの同地域の持続可能かつ包括的な成長を支援するコミットメントの重要性も確認されました。この合意を受け、平成23年9月のEBRDの総務決議において、EBRDの地理的業務範囲を地中海の南部および東部まで拡大することが承認されました。さらに、アフリカ開発銀行（AfDB）に関して、世界の成長センターであるアジアとアフリカとのパートナーシップの促進や、アフリカやAfDBの活動についての広報活動、ビジネス促進のための仲介役としての機能が期待される東京事務所の設立が平成23年9月に決定され、その開設に向け鋭意準備を進めました。

なお、国際開発金融機関を通じた我が国の途上国への開発支援に関する国民への理解を促進する方策として、パンフレットを作成し、財務省のホームページにおいても公表しています。

(http://www.mof.go.jp/international_policy/publication/mdb2011/index.html)

◎業績指標 6-2-1：MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数 (単位：回)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
開催回数	35	42	43	44	45以上	45

(出所) 国際局開発機関課調

(注1) 総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び、開発問題研究会（18年度まではMDBs研究会）の回数。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

○参考指標6-2-3：国際開発金融機関に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	9.9% (第2位)	19.7% (第2位)	6.0% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.5	21.0	24.0	18.4
独	4.5	10.9	5.4	5.1
英	4.3	9.9	5.1	4.8
仏	4.3	7.1	5.1	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.6% (第1位)	38.0% (第1位)
米	15.6	14.2
独	4.3	6.3
英	2.0	4.7
仏	2.3	4.7

※第5次増資完了後の数値

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社 (IIC)
	通常資本 (OC)	特別業務基金 (FSO)	
日 (順位)	5.0% (第6位)	6.1% (第2位)	32.3% (第2位)
米	30.0	49.8	36.9
独	1.9	2.4	—
英	1.0	1.8	1.3
仏	1.9	2.3	0.9
			3.1

	アフリカ開発銀行グループ		欧州復興開発銀行 (EBRD)
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)	
日 (順位)	5.4% (第3位)	11.7% (第2位)	8.6% (第2位)
米	6.5	12.0	10.1
独	4.1	10.1	8.6
英	1.7	7.6	8.6
仏	3.7	10.2	8.6

(出所) 各機関年次報告書（平成23年4月現在における最新版）。アジア開発銀行を除く。

□ 国際開発金融機関に設けた日本信託基金を通じた支援

我が国は、各国際開発金融機関本体への出資・拠出に加え、各機関に日本信託基金を設け、途上国に対する政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等の支援を通じて、貧困削減をはじめとする我が国のODA政策の重点課題に対する多面的な取組を行っております。

日本信託基金は、ODAのより戦略的、選択的かつ効果的な実施を目的とし、外務省（現地大使館を含む）、国際協力機構及びその他関係省庁との協議を踏まえ、我が国のODA政策との整合性を判断した上で支援を実施します。

23年度においては、22年度に引き続き、主要な開発課題である気候変動対策や防災対策、貧困削減等に関するプロジェクトの支援等に、積極的に取り組みました。

○参考指標6-2-4：国際開発金融機関等に対する拠出金 (単位：億円)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国際開発金融機関拠出金	192.3	177.7	215.6	194.1	165.4
世界銀行グループ	99.5	85.8	111.0	106.8	85.3
アジア開発銀行	75.4	69.2	86.9	79.2	66.0
米州開発銀行	11.6	9.4	8.8	5.6	4.9
アフリカ開発銀行	1.4	9.4	2.1	1.9	1.4
欧州復興開発銀行	4.4	3.9	6.9	0.5	0.3
I MF 拠出金	41.2	47.4	33.8	31.7	36.6
合 計	233.4	225.1	249.4	225.8	202.0

(出所) 国際局開発機関課調

<平成23年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例>

- (a) 世界銀行
 - ・災害対応能力強化プロジェクト（パキスタン）
 - 平成23年8月承認（承認額：約300万ドル）
 - ・障害児就学支援プロジェクト（ギニア）
 - 平成23年9月承認（承認額：約300万ドル）
 - ・貧困農家に対する農業生産性向上プロジェクト（グアテマラ）
 - 平成24年1月承認（承認額：約273万ドル）
- (b) アジア開発銀行
 - ・スマートグリッド（次世代送電網）の導入支援（インド、スリランカ、モルディブ）
 - 平成23年10月承認（承認額：140万ドル）
 - ・地方における電化支援プロジェクト（パプアニューギニア）
 - 平成24年3月承認（承認額：250万ドル）
 - ・ASEAN諸国に対する共通債券市場の育成支援（リージョナル）
 - 平成23年11月承認（承認額：120万ドル）

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、開発途上国における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めています。

二国間の取組としてインドネシアやベトナムなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、JBICを活用して環境投資を積極的に支援しました。平成24年までの約3年間に、官民合計で150億ドル規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」が策定されたことを受け、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法を改正し、JBICの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加しました。これにより、途上国政府が実施する環境案件についても、民間金融機関や世界銀行グループのIFC（国際金融公社）等の国際機関と協調して、財政負担の少ないJBICを活用しつつ、支援を行うことが可能となり、具体的な支援を実施しているところです。

多国間の取組としては、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）の基本設計を議論する移行委員会（TC：Transitional Committee）のメンバーとして、第2回TC会合を東京で主催するなど、TCにおける議論に積極的に参加しました。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援にも取り組んでいます。GEFは、生物多様性、気候変動等の分野において、途上国の取組を支援するための多国間資金メカニズムであり、CIFは、平成24年までの途上国による気候変動問題への早期取組を強化するため、途上国の温室効果ガス削減に向けたプロジェクト、気候変動への適応対策等を支援する基金です。我が国は、これらの基金の主要な拠出国として、運営の改革・改善やプロジェクトの進捗の議論に積極的に参画しました。なお、GEFについては、我が国より次期CEO候補として石井菜穂子副財務官が立候補しています。

施 策 6-2-3：債務問題への取組

[平成23年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries：HIPCｓ）に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの着実な進捗等、債務問題の解決に向け引き続き取り組みます。

また、IMFや世界銀行は、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入などの途上国が直面する債務に関する諸問題について、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参加していきます。

[事務運営の報告]

① パリクラブ債務救済の実績

平成23年度においては、1件の合意が成立しました。

(参考) 平成23年度のパリクラブ合意

年月	国名	パリクラブ合意内容	我が国の対応
23年11月	コートジボワール	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中

② 拡大HIPCイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大HIPCイニシアティブを推進しています。これは、HICPsがIMFの経済構造改革プログラムの実施や、「貧困削減戦略ペーパー」(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点（注）に到達したHICPsの債務を全額放棄しています。現在、完了時点到達国は全体で32か国となっています。

（注）完了時点（Completion Point: CP）とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

施 策 6-2-4 : 知的支援

[平成23年度実施計画]

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制・金融等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国における知的財産侵害物品の水際取締り能力の向上を図るため、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

[事務運営の報告]

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成23年度は、経済・社会開発の担い手となる開発途上国の政策担当者等に対する人材育成を目的とした研修・セミナーや開発途上国に専門的なアドバイスをするための専門家派遣、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に相手国の要望や現状を的確に把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るために、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その

他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成23年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先から把握した要望や意見に即した効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。平成23年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援対象国と支援分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

支援対象国については、各国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想により ASEAN諸国を重点支援地域としました。

支援の分野については、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に実施する分野としました。特に、知的財産の保護に関し、WCOの枠組みを通じ、専門家派遣等に積極的に取り組み、税関当局間の連携強化等を図りました。

平成23年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務総合政策研究所による知的支援】

平成23年度の実施状況	
財政経済セミナー	<ul style="list-style-type: none">開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等について講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
中央アジア・コーカサス夏期セミナー	<ul style="list-style-type: none">中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、グルジア、キルギス及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等について講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	<ul style="list-style-type: none">ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招へいしました。同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。

ベトナム社会政策銀行支援（中小企業金融分野）	・ベトナム社会政策銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「小企業向け融資審査手法に係る研修ノウハウの伝授」について、同行の研修体制の充実を図ることを目的として、同行職員を日本に招聘し、セミナーを実施しました。また、本プロジェクトの最終評価を行うため、現地（ハノイ）に専門家を派遣し、ヒアリング等を実施しました。
マレーシ亞中小企業銀行支援（中小企業金融分野）	・マレーシ亞中小企業銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「小企業向け融資審査手法の改善」について、本プロジェクトの最終評価を行うため、現地（クアラルンプール）に専門家を派遣し、ヒアリング等を実施しました。
ラオス開発銀行支援（中小企業金融分野）	・ラオス開発銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「人材育成と融資業務の改善」について、技術協力に関する覚書を締結しました。また、現地（ルアンパバーン、パクセー及びビエンチャン）に専門家を派遣し、信用調査や債権管理手法について講義を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

		平成23年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ ASEAN諸国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	・ JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び地域別や国別の研修を実施しました。
	WCOプログラム	・ WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 ・ WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、HS分類等の能力向上に関する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国に、関税評価、情報分析等の分野の専門家派遣を実施しました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税局、インドネシア経済担当調整大臣府、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ベトナム関税局、ボツワナ歳入庁及びケニア歳入庁へ長期専門家を派遣しています。また、各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。

	WCOプログラム	・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。
--	----------	---

◎業績指標 6-2-2：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (単位：%)

	平成22年度	平成23年度	
		目標	実績
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	98.4%	70%以上	98.0%

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所国際交流室調

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP433参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

○参考指標 6-2-5：研修・セミナー等の実施状況(財務総合政策研究所・関税局)

[受入研修・セミナーの実績] (単位：件、人)

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
コース数	財務総研	6	5	4	2	3
	関税局	21	27	41	37	31
	合計	27	32	45	39	34
受入人数	財務総研	86	58	42	38	38
	関税局	217	262	376	422	226
	合計	303	320	418	460	264

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当)調

[専門家派遣の実績] (財務総研分) (単位：件、人)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
案件数	3	16	11	11	11
派遣人数	15	48	47	46	45

(出所) 財務総合政策研究所調

[専門家派遣及び地域セミナーの実績] (関税局分) (単位：人、件)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
専門家派遣	76	66	69	65	58
セミナー	10	9	21	8	10

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)調

(注) 税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

政策目標に係る予算額：平成23年度予算額：72,111百万円[22年度予算額：132,873百万円]

平成23年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費、アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費の予算措置を行いました。平成23年度予算の主な減要因は、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費の減少によるものです。

5. 平成22年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) ODAの効率的・戦略的な活用

平成23年度は、これまでにパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等で行われた議論や行政刷新会議による指摘等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。

(2) 有償資金協力

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係機関と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組みました。平成23年度については、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨も踏まえ、我が国の優れた技術を活用した形で、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援するために円借款を供与しました。また、気候変動対策に資する円借款の供与にも取り組みました。さらに、必要に応じて円借款制度の見直しを行いました。

なお、JICAの海外投融資については、「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等の手続きを進めました。

(3) 国際協力銀行業務

国際協力銀行（JBIC）業務については、民業補完の原則の下、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援に係る業務の実施を含め、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めました。

(4) 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

MDBs は気候変動対策や防災対策、貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、23年度においても、我が国は、その活動に積極的に関与・貢献しました。

たとえば、アジアの最貧国向けの支援を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第10次増資交渉の議論に積極的に参加しました。また中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論に積極的に貢献しました。さらに、MDBs の理事会や政策対話等を通じて、MDBs への出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のODA政策・開発理念をMDBs の戦略に反映させていくこと、及び業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること等を求めました。

また、MDBsにおいて日本人職員が一層活躍できるよう、世界銀行において将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを引き続き実施するなど、各機関とともに取組を強化しました。

(5) 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

気候変動については、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（GCF:Green Climate Fund）の基本設計を議論する移行委員会（TC:Transitional Committee）のメンバーとして、第2回TC会合を東京で主催するなど、TCにおける議論に積極的に参加しました。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じ、途上国の気候変動支援にも取り組みました。さらに、気候変動に脆弱なアフリカ及び島嶼国に対する支援プログラムの検討を行いました。

(6) 債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリクラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見通しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けてパリクラブ会合の議論に積極的に参加した。

また、債務持続性枠組みや拡大HIPCイニシアティブの見直しを通じ、その適切な執行が確保されるよう、世界銀行・IMF理事会等の議論に積極的に参加しました。

(7) 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、効果的な内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努めました。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組みました。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引き続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めました。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国からの支援要望と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化等を実施できるような技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組みました。また、WCOの枠組みにおいても、途上国税關における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、途上国税關の能力向上に向けた知的支援を一層推進しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成22年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成24年1月公表の最新値）は、全体として対前年比2,625百万ドル増の48,079百万ドルになりました。我が国から開発途上国に対する資金の流れのうち、7割は民間資金によって占められており、

途上国の開発を進めるに当たっては、ODAやその他政府資金（OOF）を活用して、基礎的な経済インフラや制度・政策環境の改善を図ることを通じて、民間投資を促していくことが極めて重要であると考えられます。

なお、平成22年におけるODA実績は、対前年比1,554百万ドル増の11,021百万ドル、OOF実績は対前年比4,572百万ドル減の3,665百万ドル、民間資金実績は対前年比5,620百万ドル増の32,837百万ドルとなりました。

(注) 実績は全て支出純額（支出総額から回収額を差し引いたもの）。

○参考指標 6-2-6：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ (百万ドル)

	平成18年	19年	20年	21年	22年
ODA	11,136	7,679	9,601	9,467	11,021
ODA以外の政府資金(OOF)	2,438	211	-1,986	8,237	3,665
民間資金	12,290	21,979	23,738	27,217	32,837
非営利団体による贈与	315	446	452	533	556
総計	26,179	30,315	31,805	45,454	48,079

(出所) 外務省資料、財務省資料

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。

(参考) 平成21年、22年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

		平成21年	平成22年	
経済協力総額	ODA	二国間		
		贈与	無償資金協力	2,374
		政府貸付等	技術協力	3,118
		国際機関に対する出資・拠出等		684
				3,290
		ODA計	9,467	11,021
	OOF	輸出信用（1年超）	-786	-1,039
		直接投資金融等	7,498	4,219
		国際機関に対する融資等	1,525	485
		OOF計	8,237	3,665
民間資金	輸出信用（1年超）	-1,220	2,767	
	直接投資等	19,440	21,650	
	その他二国間証券投資等	7,010	7,428	
	国際機関に対する融資等	1,987	992	
	民間資金計	27,217	32,837	
非営利団体による贈与	533	556		
資金の流れ総計	45,454	48,079		

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 外務省資料、財務省資料

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。

(2) 国際開発金融機関等の活動状況

○参考指標 6-2-7：国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成19年	20年	21年	22年	23年
農業・漁業・林業	17.2	13.6	34.0	26.2	21.3
教育	20.2	19.3	34.5	49.4	17.3
エネルギー・鉱業	17.8	41.8	62.7	99.3	58.1
金融	16.1	15.4	42.4	91.4	9.0
保健・その他の社会サービス	27.5	16.1	63.0	67.9	67.1
産業・貿易	11.8	15.4	28.1	12.5	21.7
情報・通信	1.5	0.6	3.3	1.5	6.4
法務・司法・行政	54.7	53.0	94.9	108.3	96.7
運輸	49.4	48.3	62.6	90.0	86.4
上下水・治水	30.6	23.6	43.6	41.0	46.2
合計	247.0	247.0	469.1	587.5	430.1

（出所）世界銀行年次報告書

（注1）世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

（注2）国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成19年	20年	21年	22年	23年
農業・天然資源	1.5	4.4	4.4	6.1	8.4
エネルギー	14.0	24.6	21.3	24.5	39.4
金融	11.6	1.2	5.1	12.6	1.8
産業・貿易	1.0	1.7	1.0	1.0	0.0
教育	1.5	1.3	0.9	0.7	5.4
保健・社会保障	0.5	2.1	0.9	1.8	0.2
給水・衛生・廃棄物処理	4.1	4.0	8.1	6.1	11.8
運輸・通信	39.3	27.3	23.5	38.3	36.0
公共政策	11.8	19.5	53.1	8.9	5.3
多目的	15.9	18.8	14.1	15.5	17.7
合計	101.1	104.9	132.3	114.6	126.1

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(3) 国際開発金融機関における日本人職員数等

アジア開発銀行の黒田東彦総裁や、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIG）

A) 長官など、国際開発金融機関の様々な分野において日本人職員が活躍しています。

我が国としては、国際開発金融機関において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各国際開発金融機関と協力しながら、例えば世界銀行において将来の正規職員となるため

に必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを実施するなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。

国際開発金融機関における日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	平成22年12月	101	137	17	3	18
	平成23年12月	101	144	17	5	16
日本人幹部職員数 (平成23年12月)		7	6	4	0	2
日本人比率		2.1%	13.9%	1.3%	0.5%	1.4%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注1) 世界銀行グループについて、日本人職員数の平成22年12月の行は平成22年6月末現在、日本人職員数の平成23年12月の行及び日本人幹部職員数は平成23年6月末、日本人比率については、平成23年6月末現在の数値。

(注2) アフリカ開発銀行については、日本人職員数の平成22年12月の行は平成21年12月現在、日本人職員の平成23年12月の行、日本人幹部職員数及び日本人比率の行は平成22年12月末現在の数値

(注3) 日本人幹部職員数は、局長級以上を指す。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 企画立案に向けた提言

① ODAの効率的・戦略的な活用

これまでにパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で行われた議論等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。

② 有償資金協力

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んでいきます。

平成24年度については、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発に寄与し、我が国との経済交流を促進すること等を目指して、円借款供与を実施していきます。その際、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨を踏まえ、我が国の優れた技術の活用が図られるよう、意を用いてまいります。JICAの海外投融資については、「パイロットアプローチ」の下、引き続き具体的な案件審査と制度設計等に取り組んでいきます。

③ 国際協力銀行業務

国際協力銀行（JBIC）業務については、平成24年4月に発足する新JBICにおいて、引き続き、民業補完の原則の下、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケ

ジ型インフラの海外展開」の支援に係る業務や、「円高対応緊急ファシリティ」の実施を含め、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めています。

④ 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

MDBs については、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

⑤ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全・改善を支援する観点から、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、これまで我が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。具体的には、我が国が主要な拠出国となっているGEF及びCIFの運営や、COP17で基本設計文書に合意した緑の気候基金（Green Climate Fund）の詳細設計に係る議論に積極的に参画していきます。

⑥ 債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリクラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見通しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けた議論に積極的に参加します。

HIPC sについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、構造改革を実施したHIPC sに対する債務問題の解決を図るとともに、貧困削減への取組を支援します。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性枠組みや拡大HIPCイニシアティブ等については、世界銀行・IMF等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

⑦ 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、今後も相手国の要望に即した内容

となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに引き続き努めていきます。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引き続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国からの支援要望分野と各において実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して、途上国税關における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税關の能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

(2) 平成25年度予算要求等への反映

平成23年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成25年度予算要求において、必要な経費の確保に努めています。